

介護予防訪問介護サービス利用規約

〈日常生活支援総合事業〉

【契約書別紙】

訪問介護 保険サービス以外サービス例

■生活援助

①商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

① 接本人の援助に該当しない行為

○主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ご利用者様以外のものに係る洗濯、料理、買い物、布団干し
- ・主にご利用者様が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・掃除

③日常生活の援助に該当しない行為

○訪問介護員が行わなくても日常生活に支障がない行為

- ・草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話等

○日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
- ・屋内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う料理 等

*その他

○訪問介護員個人の車への同乗（タクシー又は各交通機関をご利用ください）

○訪問介護員とご利用者様の間で個人的に取り決めを結ぶこと、特定宗教や政治に関わる活動

○ご利用者様不在時の訪問介護員のみによる行動

○その他訪問介護計画書に記載されていない業務内容について

■身体介護

- 単なる見守り・声かけ,ケアプランに基づかない散歩（訪問介護員が掃除、洗濯等を行いながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分）
- 趣味趣向的な外出（ドライブ、カラオケ、冠婚葬祭、お祭りなど地域行事への参加、外食等）
- 施設から施設への移動、医療機関から医療機関への移動など、居宅を起点又は帰着点としない外出、付添い介助

- ご利用様が受診している間、介護等を行わず単に待っている時間や、訪問介護員資格を有するタクシー運転手が、単にタクシーのドアを開けてご利用様が乗車するのを待っているような行為。

* 1 つめ切り 2 湿布のはり付け 3 軟膏塗布 4 座薬挿入

5 薬の内服の介助 6 浣腸 7 検温 8 血圧測定

耳かき、ひげそり、その他の医療行為に該当する事（自己注射、痰の吸引、褥瘡の処置等）やマッサージ行為等は、主治医 看護師 ケアマネジャーの判断 指示のもとにおこなう。

■金銭にかかわる事柄について

- 原則として、銀行等での出入金、振込等の代行は出来ません。また、買い物等の際には、その場で領収書・レシート、釣銭の確認をお願い致します。
- 訪問介護計画に位置付けられた、外出の付き添い時に発生する訪問介護員の交通費につきましては、ご利用者様にてご負担いただきます。

*その他

訪問介護員はご利用者様の自立支援を目的とし、サービスを提供します。

ご利用者様が気を遣うことなくサービスをご利用いただきたいので、お茶等のお心遣いは受けません。

又、訪問介護員が個人的に住所や電話番号をご利用者様に知らせてはいけません。

又、宗教への勧誘、物品の販売 営業行為 勧誘 進める行為。

*** 上のサービスは介護保険サービス対象外となり自費サービスとなり別途料金がかかります。**

上記の内容を確認し、同意いたします

【契約書別紙】

サービス責任者

氏名 _____ 連絡先 042-513-0735

介護予防訪問介護（現行型 対象者）の内容

提供するサービスの内容は下記の通りです。（居宅介護サービス ケアプラン通りです）

	曜日	時間帯	内容	介護保険適用
1				
2				
3				
4				
5				

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〔事業者名〕 株式会社 みらい
〔東京都指定番号〕 1374400560
〔所在地〕 東京都福生市加美平 2-1-13
〔代表者名〕 林田 正直 印

利用者

〔住所〕

〔氏名〕 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者にならわって、その署名を代筆しました。

(家族代表者) ・ (代理人)

〔住所〕

〔氏名〕 印